

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法		法令番号	昭和26年法律第45号					
手続名	社会福祉法人の新設合併の認可		根拠条項	第54条の6第3項において準用する第32条					
審査基準	<p>社会福祉法人の新設合併の認可は、根拠条項のほか、平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成12年12月1日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領に基づいて行う。</p>								
	受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間	一日	目次
						標準経過期間	一日	No.	